

令和8年度埼玉県歯科医師国民健康保険組合業務案内

(令和8年4月1日現在)

① 保険料について(月額)

医療分(事業主については、以下の保険料に右の収入割が合算されます。)

事業主 1人	8,000円	勤務医 1人	15,500円
第1種 事業主以外 1人	15,500円	第2種 勤務医以外 1人	10,500円
家族 1人	8,000円	家族 1人	8,000円

★ 介護納付金分・・・(40歳～64歳)被保険者1人 5,800円

★ 後期高齢者支援金等分・・・(0歳～74歳)被保険者1人 5,800円

ただし、支援金等分:第2種組合員の勤務医を除く世帯に属する義務教育修了までの者(15歳以下)には賦課しません。

★ 子ども・子育て支援金等分※・・・(18歳～74歳)被保険者1人

ただし、高校生年代までの者には賦課しません。

個々の状況により、お手続きいただく内容や書類が異なりますので、詳細は組合にお問い合わせください!

収入割・・・前年1月より12月までの社保・国保の診療報酬額に8/1,000を乗じて、得た額(月額は、その1/12)年間限度額320,000円、年間下限額120,000円(新規加入の2年度間の収入割は、10,000円(月額)となります)

★ 後期高齢者組合員分・・・1,000円

★ 600円※令和8年度から新たに徴収が始まりました



問い合わせ:埼玉県歯科医師国民健康保険組合 電話048-829-2325 ↑組合HP

② 保険給付について

給付の種類	給付の内容	手続書類	給付の種類	給付の内容	手続書類
療養の給付 ※法定どおり	○6歳に達する日以後 最初の3月31日以前 8割 ○69歳迄 7割 ○70歳以上(前期高齢者) ☆一般所得の方 8割 ☆現役並みの所得の方 7割	受診の際、窓口には被 資格確認書等を提示 ※70歳以上の方は高 齢受給者証を資格確認 書と一緒に医療機関 へ提示	移送費	病気やケガで移動困難な場合、医師 の指示により緊急に転院を必要とした とき(移送の目的である「療養」が保 険診療として適当であること)	移送費支給申請書 領収書 医師の意見書 患者輸送報告書
	療養費 時効:事実から2年 を超えると支給でき ません	①急病などやむを得ない理由で保 険診療を受けられなかったとき ②海外渡航中に診療を受けたとき (1年以上の滞在は不可) ③鍼・灸・マッサージの施術 ④治療用装具を装着したとき (医師が必要と認めたとき) ⑤輸血をした時の生血代		療養費支給申請書 明細書及び領収書 ②医師から治療内容や金額 の証明を受領。帰国後日本 国内で保険診療の対象に なっているものに限り、支 給します。 ④医師の診断書(同意書) 及び領収書(原本)	出産育児一時金 時効:事実から2年を超 えると支給できません
高額療養費 (70歳未満の方) 【限度額適用認定証 について ※マイナ保険証を利用す れば、限度額適用認定証 の交付は不要		①同一月内に同一医療機関で一部負担 金を支払った場合の自己負担限度額 ア)年間あたり書き所得901万円超の方 252,600円+(医療費-842,000円)× 0.01 ※多数該当 140,100円 イ)600～901万円以下の方 167,400円+(医療費-558,000円)× 0.01 ※多数該当 93,000円 ウ)210～600万円以下の方 80,100円+(医療費-267,000円)× 0.01 ※多数該当 44,400円 エ)210万円以下の方 57,600円 ※多数該当 44,400円 オ)住民税非課税の方 35,400円 ※多数該当 24,600円	高額療養費支給申請書 領収書 所得を証する証明書 ※旧ただし書き所得と は、前年の総所得及び山 林所得額並びに株式長期 (短期)譲渡所得金額等 の合計から基礎控除額 (43万円)を控除した額 ※多数該当 1年間に3回以上対象 となる場合4回目から の自己負担限度額	出産手当金 時効:事実から2年を超 えると支給できません	第1種、第2種組合員が産休したとき 1日につき2,000円 ※ただし、産前6週間、産後8週間 のうち90日を限度とする。
	※「外来診療」につ いても限度額適用認定 証の使用が可能です。 ※令和8年8月から自 己負担限度額等が 変わります	②世帯合算 同一世帯で同一月に 21,000円以上の自己負担が複数ある 場合自己負担限度額を超えた分を支給 ③治療が長期にわたり、自己負担が著 しく高額になる特定疾病については、自己 負担限度額を超えた分を支給	③特定疾病認定申請書に 医師の証明を受け、組合 に申請します。 「特定疾病療養受療証」 を交付します	葬祭費 時効:事実から2年を超 えると支給できません	○第1種組合員 200,000円 ○上記以外の被保険者 100,000円
			傷病手当金 時効:事実から2年を超 えると支給できません	第1種、第2種組合員が傷病の療養 のため5日以上入院した場合1日目 から起算して支給 ○第1種組合員 1日につき8,000円 ○第2種組合員 1日につき3,000円 ※同一年度内60日限度とする	傷病手当金支給申請書 医師の証明 ※資格取得後6か月未 満の者には支給しない
			歯科診療 (給付制限)	○第1種組合員とその家族について、自家診療分は、請求 できません(自家診療分以外は給付します) ○第2種組合員とその家族については制限ありません	

③ 主な保健事業について

※人間ドックと健康診断の補助は同一年度に重複できません

事項	補助金(税込)	手続書類	事項	補助金	手続書類
人間ドック への補助	第1種組合員1人 40,000円 第2種組合員1人 25,000円 上記以外の被保険者1人 20,000円	人間ドック・健康診断補 助金支給申請書 領収書	がん検診への補助	○子宮頸がん(内診及び頸部細胞診) ○乳がん(マンモグラフィまたは エコーのいずれか一方) ○肺がん(喀痰細胞診) 1項目につき4,000円まで ※がん検診単独の補助はしません。	がん検診補助金支給申請 書、領収書
	健康診断への補助	第1種組合員1人 5,000円 第2種組合員1人 4,000円 ※結核の検査のみでは健康診断と は認められません			
節目の人間ドック への補助 (該当者へ4月に案内)	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65 歳、70歳の節目を迎える年度は、通常 の補助に20,000円を加算して支給	節目の人間ドック補助 金支給申請書 領収書	インフルエンザワクチン 接種への補助	1回接種の場合2,000円を限度 (2回接種まで)	インフルエンザワクチン接種 補助金申請書、領収書
			育児書 「赤ちゃん!」配布	出生により被保険者資格を取得した 希望する世帯に1年間配布	購読申込書

④ 特定健康診査・特定保健指導について

対象者	費用	特定健康診査の手続き	特定保健指導の手続き
40歳～74歳の被保険者(年度途 中で75歳に達する方も含みます)	基本項目と医師が必要と判断 した詳細項目については無料	5月中に受診券が対象者の自宅へ郵送→受診医療機関へ予約→ 受診券、質問票、資格確認書等を持って受診	11月頃に利用券が対象者の自宅へ郵送→受診医療機関へ予 約→利用券、資格確認書等を持って受診

⑤ 主な届け出必要事項

※当組合は、個人番号利用事務実施者として、番号法の規定に基づき、マイナンバーを利用・管理しています。

事項	届出書又は申請書	手続	事項	届出書又は申請書	手続
資格取得 の 手続き	資格取得届 (裏面にマイナンバーと世帯加入状況報告書) 世帯全員記載の住民票(発行日から3か月以内) マイナンバーカードの表裏のコピーまたは、通 知カードのコピーと運転免許証のコピーなど ※厚生年金保険適用事業所(医療法人等) の場合は、「健康保険被保険者適用除外承認申 請書」も必要	14日以内	自宅住所・氏名の 変更手続き	氏名・自宅住所変更届 世帯全員記載の住民票(発行日から3か月以内)	14日以内
	資格喪失 の 手続き	資格喪失届、資格確認書等(喪失日から医療 機関は受診できません) 次に加した資格確認書等が交付されている 場合、その写しも必要 葬祭費支給申請書 (死亡診断書または、埋火葬許可証の写し)	14日以内	資格確認書等の再交付 の 手続き(紛失や盗難等 にあった場合)	被保険者証等再交付申請書 世帯全員記載の住民票(発行日から3か月以内) ※盗難にあった場合は、警察に届け出てください
家族の喪失 死亡したとき			就学のため世帯を離 れる場合の 手続き	第116条該当届 在学証明書または、転居先の住民票他 ※交通事故に遭われた場合は必ず組合までご連絡 ください(示談をする前に!)	遅滞なく
			交通事故にあつて、 やむを得ず被保険証 を使って医療機関を 受診する場合の 手続き	第三者の行為による被害届、交通事故証明書、事 故発生状況報告書、念書、誓約書(加害者)、同意 書(個人情報の取扱い) ※費用は、一時立て替えるだけで組合から後日、 加害者に請求します	遅滞なく

マイナ保険証を利用できる方には資格情報通知書、利用できない方には資格確認書を交付しています。
住所変更や氏名変更の際には、必ず組合への手続きが必要です。